

明治学院大学社会学・社会福祉学会規約

2019年8月7日(改訂)

1.〔名称〕

本会は明治学院大学社会学・社会福祉学会（略称「社会学部学内学会」）と称する。

2.〔目的〕

本会は、会員の相互の協力・共同により学生の自主的学習・研究能力の向上とともに、会員の社会諸分野における実践・研究活動の充実を図り、もって本学社会学部の発展と社会貢献に寄与することを目的とする。

3.〔事業〕

本会は前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究誌・会報等の発行
- (2) 講演会・研究会・シンポジウム・研修会等の開催
- (3) 会員の優れた業績の顕彰
- (4) ゼミ誌等の発行助成
- (5) 会員相互の交流
- (6) 学部の周年事業等の実施
- (7) その他

4.〔事務所〕

本会の事務所は明治学院大学社会学部附属研究所内に置く。

5.〔会員〕

- 1) 本会は明治学院大学社会学部（前身諸学科を含む）と大学院の在学生、卒業生並びに教員をもって組織する。
- 2) 前項の構成員の他、本学部のかつての教員及び本会の趣旨に賛同する者を賛助会員とすることが出来る。
- 3) 社会学部教授会もしくは卒業生部会の推薦により、名誉会員を置くことが出来る。

6.〔会議〕

- 1) 本会はその運営のための最高の議決機関として総会を置く。
- 2) 総会の下に学生部会（社会学部会、社会福祉学部会、および大学院生部会）と卒業生部会を設け、それぞれに部会運営委員会を組織する。
- 3) 本会の事業の円滑な遂行のために、学生部会運営委員会と卒業生部会運営委員会にそれぞれ事務局（会議）を設け執行機関とする。

7. [総会]

- 1) 総会は予算・決算の編成・報告、年度の事業計画・事業報告、本規約の改正等の諸事項を審議し決定する。ただし、各部会の意見を十分に反映させるとともに、毎年活動、予算、決算、その他特に重要な事項については学部教授会の承認を得るものとする。
- 2) 総会は、会長が召集し、年度に1回、定期（春学期中）に開催する。ただし、必要あるときは臨時に開催することが出来る。
- 3) 総会の構成は次の通りとする。
 - (1) 会長（社会学部長）
 - (2) 副会長（学生部会委員長、卒業生部会委員長および教授会代表教員2名、計4名）
 - (3) 会計（正1名、副2名、計3名）
 - (4) 各部会役員
 - (5) 各部会運営委員
 - (6) 全教員
 - (7) 会計監査（学生・卒業生・教員）ただし、原則として、上記構成員以外の学生・卒業生・賛助会員の総会へのオブザーバーとしての参加は、これを妨げない。

8. [部会運営委員会]

- 1) 各部会運営委員会は随時開催し本会の常務を執行する。
成立しない部会は休会とすることもある。
- 2) 学生部会のうち2つの学部生部会（社会学部会・社会福祉学部会）の各運営委員会の構成は次の通りとする。

(1) 委員長	1名
(2) 副委員長	2名
(3) 総務委員（書記）	3名
(4) 企画・編集委員	3名
(5) 会計委員	若干名

（以上を部会役員とする）

(6) 運営委員	若干名
(7) 教員（学内学会担当委員）	若干名
- 3) 学生部会のうち大学院生部会の運営委員会の構成は次の通りとする。

(1) 委員長	1名
(2) 副委員長	2名
(3) 総務委員（書記）	3名
(4) 企画・編集委員	3名
(5) 会計委員	若干名

（以上を部会役員とする）

- (6) 運営委員 若干名
- (7) 教員（学内学会担当委員）若干名

4) 卒業生部会の運営委員会の構成は次の通りとする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 総務委員（書記） 若干名
- (4) 企画・編集委員 若干名
- (5) 会計委員 若干名
- (以上を部会役員とする)
- (6) 運営委員 若干名
- (7) 教員（学内学会担当委員）若干名

9. [事務局（会議）]

- 1) 事務局（会議）は必要に応じ随時開催し、各部会の事業遂行に関し連絡・調整を行い、全学部的な事業（講演会・シンポジウム・研究会等の企画・会誌・会報等の編集・発行および会計等の業務）を執行する。
- 2) 各事務局（会議）はそれぞれ、会長、副会長の他、各部会の役員及び教員（学内学会担当委員）をもって構成する。ただし、会長および教員の副会長は両事務局（会議）に所属し、学生の副会長は学生部会の事務局（会議）に、卒業生の副会長は卒業生部会の事務局（会議）に所属するものとする。
- 3) 各事務局（会議）の長は教員代表の副会長が担当し、次長は学生部会委員長と卒業生部会委員長がそれぞれ担当するものとする。
- 4) 各事務局（会議）は、3) 項に定める事務局（会議）長、次長の他、それぞれ次の責任者を置く。
 - (1) 総務責任者
 - (2) 企画・編集責任者
 - (3) 会計責任者（以上各1名）
- 5) 学生部会および卒業生部会の両事務局（会議）は必要に応じ合同の運営会議をもつことが出来る。
- 6) 両事務局（会議）による合同の運営会議は、1) 項に定める任務の他、総会への議案提出の責任を負うものとする。

10. [任期]

総会および各部会運営委員会の役員・委員の任期は1ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。

11. [事業費]

本会の経費は会費、事業収入、寄付金等をもって当てる。

1 2. 〔会費〕

本会の会費は次の通りとする。

- (1) 在校生 年額 1,500 円
- (2) 卒業生 年額 2,000 円
- (3) 教員 年額 2,000 円
- (4) 賛助会員 年額 2,000 円
- (5) 名誉会員 会費を免除することが出来る。

1 3. 〔会計年度〕

本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

1 4. 〔付則〕

- 1) 本規約は1991年4月1日より執行する。
- 2) 本規約の施行上必要な細則は〔施行細則〕として別にこれを定める。
- 3) 本規約は2003年4月1日より改訂施行する。
- 4) 本規約は2006年11月25日より改訂施行する。
- 5) 本規約は2019年8月7日より改訂施行する。

社会学・社会福祉学会規約〔施行細則〕

本施行細則（以下「細則」という）は社会学・社会福祉学会規約（以下「学会規約」という）を施行する上で、運営上必要な規則を、規約の改正にわたらない範囲で取り決めるもので、細則の改正は事務局（会議）で行い、改正後の総会に報告し承認を得るものとする。

〔運営委員の選出〕

運営委員の数、選出の基礎組織等は学内規約に付帯する「社会学・社会福祉学会組織図」に準ずるものとする。

〔卒業生会員の権利〕

学会規約5条にいう通り社会学部（前身諸学科を含む）の卒業生の全員が会員であるが、当面、学会財政への考慮から、形式的に1）会費納入会員と2）会費非納入会員に分け、前者については「学会誌」「会報」「諸事業の開催案内」等の送付を受けること、後者については年1回程度の「会報」（総会通知を含む）の送付を受けることが出来るものとする。

〔会費の納入・取り扱いについて〕

- 1）会費の徴収は、1992年度から開始する。
- 2）学生会員については、校納金とともに納入することとする。

〔会計責任者について〕

学会規約7条第3項および9条4項にいう「会計」「会計責任者」とは、本学会の予算・決算の会計処理を統括する責任者であり、8条第2, 3, 4項にいう「会計委員」（各部会の運営、活動において実務的会計処理が必要な場合の担当者）の中から互選するものとする。

〔退会〕

退会の手続きについては別に定める。

〔各部会の予算〕

年度ごとに各部会に対して割り当てる予算は、当該部会に属する会員からの前年度の会費収入総額に応じて決定する。